

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年度金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示●●●号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該</p>

当する場合に最終指定親会社と同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（連結レバレッジ比率告示第二条に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。

〔2～7 略〕

当する場合に最終指定親会社と同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。

〔2～7 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。